

FIT 激変!

再エネは次のステージへ

再エネ普及の原動力となってきた固定価格買取制度 (FIT) が、大きく生まれ変わる。「再生可能エネルギー特別措置法 (FIT法)」を改正する法律が5月25日に成立し、来年4月1日より施行される。FIT導入5年目にして初となる法改正。それは再エネ事業者に何をもちたらし、日本のエネルギー事情をどう変えていくのか。抜本的に見直されたFIT法 (改正FIT法) のポイントを探った。

取材・文 / 廣町公則

改正の目的

**エネルギーミックス^(※1)を
踏まえた電源間でバランス
の取れた導入を促進**

<FIT認定量の約9割が事業用太陽光>

**国民負担の抑制のため
コスト効率的な
導入を促進**

<買取費用が約2.3兆円に達する見込み。エネルギーミックスでは2030年に3.7~4兆円^(※2)の見通し>

**電力システム改革の
成果を活かした効率的な
電力の取引・流通を実現**

<一昨年、九州電力等での接続保留問題が発生>

再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立

※1. 経産省が昨年7月に取りまとめた、2030年時点での電源構成の見通し。再エネ22~24%程度 / 原子力20~22%程度 / LNG火力27%程度 / 石炭火力26%程度 / 石油火力3%程度。このうち再生可能エネルギーの内訳は、水力8.8%程度 / 太陽光7.0%程度 / バイオマス3.7~4.6%程度 / 風力1.7%程度 / 地熱1~1.1%程度。

※2. エネルギーミックスはFITにおける買取費用に基づいて算出されており、再生可能エネルギーの買取に充てる費用は、2030年で4兆円が上限とされている。

改正FIT法で、ここが変わる!



再生可能エネルギーの最大限導入と国民負担抑制の両立。それが改正FIT法に掲げられたテーマだ。そこには、未稼働案件を整理し、コスト効率的な導入を促進するための様々な施策が盛り込まれている。来年4月1日より施行される改正FIT法だが、その影響は現行FITでの認定案件にも及ぶ。FIT改革への対応は、すべての再エネ事業者にとって最優先課題だ。

1 FIT認定制度

設備認定から事業認定へ

FIT認定の考え方が根本的に変わった。これまでは「発電設備」が基準に適合するかが問われたが、これからは、「事業の内容」が問われることになる。設備認定から事業認定へ、大きく舵を切ったといつて良い。事業実施の確実性や、運転開始後の維持管理まで、多面的に審査される。

系統への接続契約締結がFIT認定の要件になる

新しいFIT認定制度における最大の変更ポイントは、電力会社との系統接続契約締結が、認定の要件になったことだ。これまではFIT認定取得後に電力会社への系統接続申込みをしていたが、新制度では順番が逆になる。系統接続契約が結ばれた後でないとFIT認定は得られない。

これは事業認定という考え方を具現化したもので、系統接続契約が結ばれている案件は事業実施の確実性が高いとの判断による。FIT認定を取得したにもかかわらず、事業実施に向かわず、権利の転売を図ろうとする事業者や、いわゆる「空押しえ」を防ぐことが目的だ。

「運転開始期限」を新設し未稼働案件の発生を防ぐ

太陽光発電を対象に、「運転開始期限」が設けられることになった。これまではなかった新しい仕組みだ。ここでは、新FIT認定の取得日から、事業開始までの期間が問題とされる。具体的には次の通り。

- 事業用太陽光…3年
- 住宅用太陽光…1年

この期限を過ぎた場合には、事業用太陽光、住宅用太陽光それぞれに異なるペナルティーが課せられる。事業用太陽光の場合は、認定時の価格から買取価格を毎年一定割合（経産省例…年5%）下落させるか、買取期間を短縮させるなど（※）。住宅用太陽光の場合は、認定の失効という厳しい内容だ。この制度は、新たな未稼働案件の発生を未然に防ぐことが目的とされる。

この制度には、厳しいペナルティーがある一方で、従来は望めなかった特典も用意されている。運転開始期限内であれば設備の変更をしても良いというものだ。これまではパネルを変えると、その時点のFIT価格

で変更認定を受けなければならなかった。これからはパネルを変えてもFIT価格は変わらない。新しい安価なパネルを導入して、事業性を高めることも可能となる。

※次ページにみる入札対象の事業用太陽光については、入札参加要件などを定める入札実施指針の議論を経て決定される。

点検保守に基準を設け違反時には認定取消も

新制度では、事業実施前の審査だけでなく、事業実施中の点検保守や、事業終了後の設備撤去も重視される。一定の遵守基準が定められ、違反時には認定取消もあるという。発電事業としての長期安定性を見据えた措置といえるだろう。

現在、改正FIT法の新認定基準を踏まえて、構造物、電気設備、点検保守等に関する事業計画策定のためのガイドラインづくりが進められている。太陽光パネルが水没した場合の感電防止や、災害時のパネル飛散を防ぐための安全対策など、技術基準の整備についても検討が進んでいる。

発電設備の増加に伴い、土地利用に関する防災上の懸念や地域住民とのトラブルが生じているケースもあり、地域社会との共生という観点からも重視されるべき取組みだ。

既存の認定案件への影響

接続契約が結べないと認定が失効してしまう

新しい認定制度は、既にFIT認定を受けている案件にも適用される。つまり、改正FIT法が施行される来年4月1日時点で電力会社との系統接続契約が結ばれていないと、今ある認定は失効してしまうのだ。

実はこれこそが、改正FIT法に期待されている大きな役割でもある。大規模太陽光を中心に大量に発生している未稼働案件（2012年・2013年度認定案件のうち約34万件）を、いっきに整理しようというわけだ。未稼働案件の淘汰によって再生可能エネルギーの導入可能量が

増えれば、事業性の高い、低コストな発電設備を入れていくことも可能となる。結果的に、国民負担の抑制にもつながるというわけだ。

なお、FIT認定が失効しても要件を満たしてから改めて認定を受けることはできる。ただし、新規申請と同様に扱われるため、FIT買取価格は変わってしまう。

経過措置で救済9ヶ月の猶予期間

改正FIT法が求める電力会社との系統接続契約には、連係承諾だけでなく工事負担金契約も含まれるため、申込みから締結までにかかりの期間（9ヶ月程度）を要する。従って、これから現行FITで認定を受ける事業者は、来年4月1日には間に合わない。

このため、認定から改正FIT法施行日（来年4月1日）までに十分な期間（9ヶ月）を確保できない案件には、認定から9ヶ月間の猶予期間が与えられる。例えば、9月1日のFIT認定案件なら、来年5月末までに系統接続契約を締結すれば良いことになる。

8月の接続契約案件から「運転開始期限」を適用

右ページに記した「運転開始期限」は、新制度の施行を待たずに前倒しで適用される。今年8月1日以降に系統接続契約を締結する太陽光案件が、すべて対象となる。ただし、この場合、運転開始期限の起算日は来年4月1日だ。

SPECIALISTS' VIEWS

「運転開始期限3年、既認定事業者に戸惑いも」

稲葉総合法律事務所
パートナー 弁護士・神庭豊久氏



来年4月1日から施行される改正FIT法であるにもかかわらず、運転開始期限については今年8月1日の接続契約締結案件から対象になるということで、戸惑っている事業者は少なくなく、この点に関する相談を多く受けます。

事業用太陽光で3年という運転開始期限の突然の規制化は、開発開始時にはそのような規制がなく開発計画に織り込んでいない事業者にとっては大問題です。事業計画の見直しを迫られるところも少なくないでしょう。もっとも、運転開始が遅れている案件には、接続ポイントまでの距離が遠く地権者との交渉が長引いてしまったケースや、風水害の影響で工期が遅れてしまったケースもあります。もちろん不適切な未稼働案件も多々ありますが、そればかりではないのです。そのため、遅延の判断にあたって新制度（案）が「個別の事情は考慮しない」としていることには疑問が残ります。

事業者側としては、当該規制が制定されることを見据えて、各開発案件の法的・事実上の問題点を早急に整理し、それらの早期解決策や書面準備を前倒ししつつ、重要点に絞った上での適切かつ迅速な電力会社との交渉による接続契約締結及び地権者やファイナンス提供者等との合意取得と開発促進を目指す必要性が高まっているものと言えるでしょう。

FIT認定の新旧比較

< 現行の認定時期 >



< 改正FIT法における認定時期 >



< 現行制度における認定基準（現行法6条） >

第一項 発電設備が基準に適合すること
3ヶ月以内に修理が可能な点検・保守体制があること
場所と設備の仕様が決まっていること
電気の量を適確に計測できる構造であること
RPS設備ではないこと
設備で使用する電気は発電した電気を充てること
分割しないこと 等
第二項 発電の方法が基準に適合すること
費用を記録すること
他事業のバイオマス調達に著しく影響を及ぼさないこと（バイオマス） 等

< 新認定基準（新法9条3項） >

第一号 事業の内容が基準に適合すること
適切に点検・保守を行い、発電量の維持に努めること（新規）
定期的に費用、発電量等を報告すること（新規）
系統安定化等について適切に発電事業を行うこと（新規）
設備の更新又は廃棄の際に、不要になった設備を適切に処分すること（新規）
現行法 第6条第2項の内容
第二号 事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること ※省令委任なし
接続契約を締結していること（新規）
土地利用に関する法令を遵守すること（新規）
適正な期間内に運転開始すること（新規）
第三号 設備が基準に適合すること
発電設備の安全性に関する法令を遵守すること（新規）
設備の設置場所において事業内容等を記載した標識を掲示すること（新規）
現行法 第6条第1項の内容

2 買取価格の決定方式

コスト効率的な導入を目指す

FITによる再エネの買取費用は、再エネ賦課金という国民負担によって賄われている。導入量を増やしつつ、国民負担を抑えるには、買取価格を下げていくしかない。今回、その切り札として登場したのが、「入札制度」だ。買取価格決定に競争原理を持ち込もうとする新制度の中心とは？

大規模な事業用太陽光に「入札制度」を導入

大規模な太陽光発電を対象に、入札制度が導入される。基本的な流れは、まず経産省が入札量・参加条件・上限価格などの「入札実施指針」を策定。参加を希望する発電事業者が、「再エネ発電事業計画」を提出。この計画が認められた発電事業者が、希望する買取価格（発電した電力を買い取ってもらう価格）と出力を入札するというのが、より安い買取価格を提示した発電事業者から順に落札し、認定を受けることになる。

経産省は、これにより発電コストの安い事業者の参入が優先され、買取費用が抑えられるとアピールする。ただし、大規模な太陽光発電を対象にするといっても、それが何kWからなのかなど、詳細は決まっていない。諮問機関の審議などを経て、今秋以降、省令として発表される予定だ。

入札は、「全量買取」でも「固定

SPECIALISTS' VIEWS



「海外の入札事情。再エネ価格が下がらないことも」

公益財団法人 自然エネルギー財団
事業局長・大林ミカ氏

太陽光のコストが下がり競争力をもったことで、入札制度が世界的に進んでいます。しかしコストの効率化という意味で成功しているのは、アラブ首長国連邦やインド、ブラジルなど、日本とは日照量も土地の価格も異なる国々です。

日本に条件に近い欧州先進国をみると、入札が自然エネルギーのコスト低減に役立っているとはいえないケースも少なくありません。先行していたフランスなどでは、入札価格よりもFIT価格の方が安いという逆転現象も生じました。ドイツも同じ状況です。

また、入札には資本金のある企業でないと参加しにくいという問題も指摘されています。それでも欧州で入札の導入が進められているのは、欧州委員会の方針と、また、すでに自然エネルギーが大幅導入され、ある程度自然エネルギーの導入量をコントロールしたい思惑もあるでしょう。ドイツの入札もそこに大きな狙いがあります。

つまり、入札についても、その中身は国によってまちまちです。これから導入に向けては、日本の実情にフィットした詳細制度設計がなによりも重要になってきます。

価格」でもない。FIT固定価格買取制度の根幹に関わる改革であるだけに、今後の詳細制度設計にも注目していきたい。

「入札に関する罰則」
この入札において談合した事業者には、3年以下の懲役もしくは250万円以下の罰金が科せられる。官製談合の場合、国の職員は5年以下の懲役または250万円以下の罰金に処せられる。

リードタイムの長い電源には複数年の買取価格を設定

リードタイムの長い電源については、あらかじめ複数年分の買取価格が示されることになった。風力・地熱・水力・バイオマスが、この対象になる。これにより、環境アセスメントや地元調整などに時間を要する案件であっても、先々の見通しが立つようになる。数年後に認定を受ける際の買取価格が分かるので、事業リスクは軽減される。事業の予見可能性が高まるメリットは大きい。

複数年とは3〜4年程度と思われるが、どの電源を何年先までとするかなど、詳細設計はこれから。電源ごとの特性を勘案して決定される。

入札制度のイメージ

入札対象の決定

調達価格等算定委の意見を聴いて指針等を策定
(第4条第2項 & 第5条第4項)

実施指針の公表
(第5条第4項)

入札対象区分等を指定
(第4条第1項)

入札実施指針の策定
(第5条第1項)

具体的入札詳細事項 (第5条第2項)

- ・電源規模 (1号)
- ・入札量 (2号)
- ・参加要件 (3号)
- ・保証金 (4号)
- ・上限価格 (5号)
- ・価格決定方式 (6号)
- ・調達期間 (7号)
- ・FIT認定申請期限 (8号)
- ・その他 (9号)

入札プロセス

提出された発電事業計画が入札実施指針に照らし、適切なものであるか確認
→適切な事業実施を求める

入札結果の公表
(第7条第8項)

入札参加資格の確認・通知
(第7条第1項)

入札の実施
(第7条第2項)
・全国一律にて実施
・年1〜3回程度を想定

落札者の決定・通知
(第7条第7項)

FIT認定

FIT認定の申請

再エネ発電事業計画の提出

入札
希望する買取価格及び出力を入札

数ヶ月〜半年程度

3 FIT電気の買取義務者

送配電事業者による買取

電力小売全面自由化のもと、小売電気事業者は電力の調達に工夫を凝らしてきた。再エネ由来の電気をアピールする小売電気事業者にとつて、FITによる電源確保は重要なテーマだった。改正FIT法により、再エネ電気の「買取義務者」が変わる。電力小売市場への影響は？

広域的・安定的運用に向け 買取義務を送配電事業者に

買取義務者の変更が、小売電気事業者に与える影響は少なくない。買取義務者とは、発電事業者が発電した再生可能エネルギー電気を、FITによって買い取ることが義務付け

FIT電気の流れのイメージ

図1 市場経由型

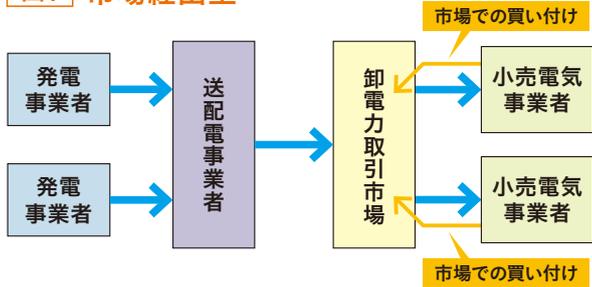
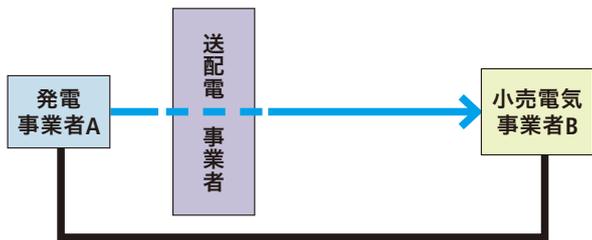


図2 電源・供給先固定型



※FIT発電事業者と小売との間に個別の契約が締結されていることが必要。
※あくまで送配電事業者が買い取った上で、小売電気事業者に供給。

後、再エネ導入量を拡大していくためには、供給量を予測しながら需給バランスをとっていくことが不可欠だ。そのためには、FITによって買い取った再エネ電気（FIT電気）を広域的・安定的に運用することが求められる。送配電事業者による買取りには、そうした効果も期待されている。

一方、小売電気事業者は来年4月1日以降、発電事業者と新たな買取契約を結ぶことができなくなる。これまでのように再エネ発電事業者からFIT電気を直接調達することは、もうできない（ただし、来年4月1日までに結ばれた買取契約については、引き続き小売電気事業者による直接買取りが認められる）。

FIT電気は 卸電力取引市場へ

今後、FIT電気を調達したい小売電気事業者はどうしたら良いのか。再エネ由来の電気を買いたいという消費者のニーズに、小売電気事業者はどのように応えることができるのか。

改正FIT法では、小売電気事業者によるFIT電気の調達（仕入れ）に関して、2つのパターンが想定されている。1つは、卸電力取引市場での買い付け（図1）。送配電事業者が手に入れたFIT電気は、原則として、卸電力取引市場を経由して

小売電気事業者に引き渡すこととされている。

ただし、卸電力取引市場で取引される電力にはFIT電気等の区別はなく、すべて同じものとして扱われてしまう。現状では、FIT電気だけを選んで仕入れることはできない。FIT改正とともに、卸電力取引市場のルールにも見直しが求められるところだ。

個別契約により 再エネの地産地消も可能

しかし、2つめのパターンである「電源・供給先固定型」（図2）を使

えば、特定の発電事業者からFIT電気を得ることもできる。発電事業者Aと小売電気事業者Bが個別に契約を結んでいるケースだ。この場合、送配電事業者が発電事業者Aから買い取った電気は、小売電気事業者Bに限定して供給される。

この仕組みを使えば、再エネの地産地消など電源を特定した電力サービスを行うことも可能となる。また、この場合、小売電気事業者は需要家に対して「当社は地元の〇〇発電所が発電したFIT電気を販売しています」と発電所名をアピールすることもできる。

4 賦課金減免制度

電力多消費事業の減免見直し

再エネ賦課金はFIT買取費用の原資となるものであり、広く国民全体から徴収されている。一般には電気使用量に比例して徴収されるが、実は、電力を多く消費する企業に対しては減免措置も講じられてきた。今回の改正では、その内容が見直された。

省エネ努力も考慮した 賦課金減免率を設定

現行FIT法では、電力多消費事業者に対して賦課金負担の8割を一律に減免することとしている。国民負担が増大しているなか、疑問の声も多かった。さらに、減免を受ける

ために省エネをしないなどの問題も生じていた。

改正FIT法では、省エネの取組状況などを確認し、それに応じた減免率が適用されることになった。詳細については、今後、政省令で規定される。